

貴社（以下「甲」といいます。）からの発注を請けるにあたり、当社（以下「乙」といいます。）は以下の契約事項を承諾の上、誠実に履行いたします。

- 1 乙の定型約款が開示／提示されている場合であっても、甲及び乙は、本書及び甲の定める規則等に従うものとし、当該乙の定型約款に従うことを合意するものではないことを確認します。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしません。なお、「秘密」とは、①仕様書等の内容、②甲の営業、企画、計画、戦略、人事、技術、研究に関する情報、③甲が秘密として明示した情報をいうものとします。
- 3 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができません。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではありません。
- 4 乙は、物品を納入するときは、次の事項を遵守します。
 - (1) 甲の定める項目を記載した納品書を発注者に提出します。
 - (2) 甲に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出しません。
- 5 納品書の提出及び物品の納入がなされた後、甲による検査の合格をもって物品の納入の完了とします。なお、乙が甲の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとします。
- 6 納入した物品の全部又は一部が甲の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入し直します。
- 7 甲は、必要があるときは、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができます。
- 8 甲の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担となります。
- 9 乙の責に帰すべき事由により、期限内に履行することができない場合において、期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、その理由を明示して期限の延長を申し出ます。甲により期限の延長が認められた場合は、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）を乗じて計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てます。）を違約金として納付します。
- 10 契約の目的物にソフトウェアその他知的財産（発明、実用新案、意匠、著作物、営業秘密、ノウハウを含むがこれに限られない。）が組み込まれている場合、乙は、甲に対し、この契約の目的及び甲の事業目的の達成に必要な範囲で、契約の目的物の使用にあたり当該知的財産を自由に利用し、もしくは第三者に利用させることができる無期限且つ無償の利用権を付与します。
- 11 乙は、この契約に関して、乙が次のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払います。契約を履行した後も同様とします。ただし、違約金の支払いは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合における超過分の賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び未成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者であることが判明したとき。
 - (5) (1)～(4)のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (6) 乙から契約解除の申出があったとき。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 甲が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - ② 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 12 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとします。
 - (1) 乙が甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 乙がこの契約の目的物を納入し若しくは納入を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (8) 乙が11(6)①又は②に該当しない場合にこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 乙が次のアからウまでに該当すると判明したとき。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 13 乙は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業共同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告を要さず、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとします。
- 14 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく「不当介入通報・報告書」を2通作成し、甲及び警視庁管轄警察署へそれぞれ1通を提出するとともに、捜査上必要な協力をします。
- 15 この請書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの請書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとします。

貴社（以下「甲」といいます。）からの発注を請けるにあたり、当社（以下「乙」といいます。）は以下の契約事項を承諾の上、誠実に履行いたします。

- 1 請書及び仕様書等と異なる事項を定める場合、甲及び乙の署名押印のなされた書面をもって行うことを確認します。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしません。なお、「秘密」とは、①仕様書等の内容、②甲の営業、企画、計画、戦略、人事、技術、研究に関する情報、③甲が秘密として明示した情報をいうものとします。
- 3 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができません。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではありません。
- 4 業務の履行がなされた後、甲による検査の合格をもって履行の完了とします。なお、乙が甲の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとします。
- 5 履行した業務の全部又は一部が甲の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、速やかに再履行し、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けます。
- 6 甲の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担となります。
- 7 乙の責に帰すべき事由により、期限内に履行することができない場合において、期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、その理由を明示して期限の延長を申し出ます。甲により期限の延長が認められた場合は、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）を乗じて計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てます。）を違約金として納付します。
- 8 契約の目的物にソフトウェアその他知的財産（発明、実用新案、意匠、著作物、営業秘密、ノウハウを含むがこれに限られない。）が組み込まれている場合、乙は、甲に対し、この契約の目的及び甲の事業目的の達成に必要な範囲で、契約の目的物の使用にあたり当該知的財産を自由に利用し、もしくは第三者に利用させることができる無期限且つ無償の利用権を付与します。
- 9 乙は、この契約に関して、乙が次のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払います。契約を履行した後も同様とします。ただし、違約金の支払いは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合における超過分の賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
 - (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者であることが判明したとき
 - (5) (1)～(4)のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき
 - (6) 乙から契約解除の申出があったとき。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 甲が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき
 - ② 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき
- 10 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
 - (1) 乙が甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき
 - (2) 乙が業務を終了させることができないことが明らかであるとき
 - (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき
 - (8) 乙が9(6)①又は②に該当しない場合にこの契約の解除を申し出たとき
 - (9) 乙が次のアからウまでに該当すると判明したとき。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
 - (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき
 - (12) 乙が業務を適法に遂行するために必要な許認可若しくは資格等の法令の定める要件等を満たさず、又は法令の定める要件等が無効、取消、停止、廃止等により喪失したとき
- 11 乙は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業共同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告を要さず、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
- 12 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく「不当介入通報・報告書」を2通作成し、甲及び警視庁管轄警察署へそれぞれ1通を提出するとともに、捜査上必要な協力をします。
- 13 この請書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの請書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとします。

貴社（以下「甲」といいます。）からの発注を請けるにあたり、当社（以下「乙」といいます。）は以下の契約事項を承諾の上、誠実に履行いたします。

- 1 請書及び仕様書等と異なる事項を定める場合、甲及び乙の署名押印のなされた書面をもって行うことを確認します。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしません。なお、「秘密」とは、①仕様書等の内容、②甲の営業、企画、計画、戦略、人事、技術、研究に関する情報、③甲が秘密として明示した情報をいうものとします。
- 3 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができません。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではありません。
- 4 業務の履行がなされた後、甲による検査の合格をもって履行の完了とします。なお、乙が甲の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとします。
- 5 履行した業務の全部又は一部が甲の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、速やかに再履行し、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けます。
- 6 甲の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担となります。
- 7 乙の責に帰すべき事由により、期限内に履行することができない場合において、期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、その理由を明示して期限の延長を申し出ます。甲により期限の延長が認められた場合は、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）を乗じて計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てます。）を違約金として納付します。
- 8 契約の目的物にソフトウェアその他知的財産（発明、実用新案、意匠、著作物、営業秘密、ノウハウを含むがこれに限られない。）が組み込まれている場合、乙は、甲に対し、この契約の目的及び甲の事業目的の達成に必要な範囲で、契約の目的物の使用にあたり当該知的財産を自由に利用し、もしくは第三者に利用させることができる無期限かつ無償の利用権を付与します。
- 9 乙は、この契約に関して、乙が次のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払います。契約を履行した後も同様とします。ただし、違約金の支払いは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合における超過分の賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにならないと地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「甲」といいます。）が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者であることが判明したとき。
 - (5) (1)～(4)のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (6) 乙から契約解除の申出があったとき。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 甲が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - ② 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 10 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
 - (1) 乙が甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 乙が業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (8) 乙が9(6)①又は②に該当しない場合にこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 乙が次のアからウまでに該当すると判明したとき。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (12) 乙が業務を適法に遂行するために必要な許認可若しくは資格等の法令の定める要件等を満たさず、又は法令の定める要件等が無効、取消、停止、廃止等により喪失したとき。
- 11 乙は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業共同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告を要さず、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
- 12 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく「不当介入通報・報告書」を2通作成し、甲及び警視庁管轄警察署へそれぞれ1通を提出するとともに、捜査上必要な協力をします。
- 13 この請書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの請書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとします。

貴社（以下「甲」といいます。）からの発注を請けるにあたり、当社（以下「乙」といいます。）は以下の契約事項を承諾の上、誠実に履行いたします。

- 1 請書及び仕様書等と異なる事項を定める場合、甲及び乙の署名押印のなされた書面をもって行うことを確認します。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしません。なお、「秘密」とは、①仕様書等の内容、②甲の営業、企画、計画、戦略、人事、技術、研究に関する情報、③甲が秘密として明示した情報をいうものとします。
- 3 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができません。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではありません。
- 4 業務の履行がなされた後、甲による検査の合格をもって履行の完了とします。なお、乙が甲の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとします。
- 5 履行した業務の全部又は一部が甲の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、速やかに再履行し、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けます。
- 6 甲の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担となります。
- 7 乙の責に帰すべき事由により、期限内に履行することができない場合において、期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、その理由を明示して期限の延長を申し出ます。甲により期限の延長が認められた場合は、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）を乗じて計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てます。）を違約金として納付します。
- 8 契約の目的物にソフトウェアその他知的財産（発明、実用新案、意匠、著作物、営業秘密、ノウハウを含むがこれに限られない。）が組み込まれている場合、乙は、甲に対し、この契約の目的及び甲の事業目的の達成に必要な範囲で、契約の目的物の使用にあたり当該知的財産を自由に利用し、もしくは第三者に利用させることができる無期限且つ無償の利用権を付与します。
- 9 乙は、この契約に関して、乙が次のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払います。契約を履行した後も同様とします。ただし、違約金の支払いは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合における超過分の賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、及び東京都立産業技術研究センター（以下、「甲」といいます。）が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者であることが判明したとき。
 - (5) (1)～(4)のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (6) 乙から契約解除の申出があったとき。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 甲が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - ② 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 10 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
 - (1) 乙が甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき、及び工事目的物並びに工事材料で検査に合格したもの及び製作品で第5の検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供したとき。
 - (2) 乙が業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (8) 乙が9(6)①又は②に該当しない場合にこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 乙が次のアからウまでに該当すると判明したとき。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (12) 乙が業務を適法に遂行するために必要な許認可若しくは資格等の法令の定める要件等を満たさず、又は法令の定める要件等が無効、取消、停止、廃止等により喪失したとき。
- 11 乙は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業共同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告を要さず、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとします。
- 12 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく「不当介入通報・報告書」を2通作成し、甲及び警視庁管轄警察署へそれぞれ1通を提出するとともに、捜査上必要な協力をします。
- 13 この請書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの請書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとします。

貴社（以下「甲」といいます。）からの発注を請けるにあたり、当社（以下「乙」といいます。）は以下の契約事項を承諾の上、誠実に履行いたします。

- 1 乙の定型約款が開示／提示されている場合であっても、甲及び乙は、本書及び甲の定める規則等に従うものとし、当該乙の定型約款に従うことを合意するものではないことを確認します。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしません。なお、「秘密」とは、①仕様書等の内容、②甲の営業、企画、計画、戦略、人事、技術、研究に関する情報、③甲が秘密として明示した情報をいうものとします。
- 3 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができません。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではありません。
- 4 乙は、物品を納入するときは、次の事項を遵守します。
 - (1) 甲の定める項目を記載した納品書を発注者に提出します。
 - (2) 甲に物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとします。
- 5 納品書の提出及び物件の納入がなされた後、甲による検査の合格をもって物件の納入の完了とします。なお、乙が甲の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとします。
- 6 納入した物件の全部又は一部が甲の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入し直します。
- 7 甲は、必要があるときは、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができます。
- 8 甲の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物件に係る損失は、全て乙の負担となります。
- 9 乙の責に帰すべき事由により、期限内に履行することができない場合において、期限後相当の期間内に履行する見込みのあるときは、その理由を明示して期限の延長を申し出ます。甲により期限の延長が認められた場合は、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）を乗じて計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てます。）を違約金として納付します。
- 10 物件にソフトウェアその他知的財産（発明、実用新案、意匠、著作物、営業秘密、ノウハウを含むがこれに限られない。）が組み込まれている場合、乙は、甲に対し、仕様書等に記載の目的及び発注者の事業目的の達成に必要な範囲で物件使用にあたり当該知的財産を自由に利用し、若しくは第三者に利用させることができる無償の利用権を付与します。
- 11 乙は、この契約に関して、乙が次のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払います。契約を履行した後も同様とします。ただし、違約金の支払いは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合における超過分の賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人で必要な同意を得ている場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者であることが判明したとき。
 - (5) (1)～(4)のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (6) 乙から契約解除の申出があったとき。ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 甲が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - ② 甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 12 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとします。
 - (1) 乙が甲の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 乙がこの契約の目的物を納入し若しくは納入を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないその時期を経過したとき。
 - (6) 乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (8) 乙が11(6)①又は②に該当しない場合にこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 乙が次のアからウまでに該当すると判明したとき。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 13 乙は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（乙が事業共同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告を要さず、甲の契約の解除に応じます。これによって乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとします。
- 14 乙は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく「不当介入通報・報告書」を2通作成し、甲及び警視庁管轄警察署へそれぞれ1通を提出するとともに、捜査上必要な協力をします。
- 15 この請書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの請書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上定めるものとします。